

## 緑のカーテン設置補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、ヒートアイランド現象の緩和及び地球温暖化の防止並びに潤いのある空間の創出を図るため、広島市内の建築物の敷地内において、つる性植物等の植付、又は播種により、直接建築物の壁に這わせるもの、又は設置したネットや金網にからませるもの（以下「緑のカーテン」という。）を設置する者に対して、緑化基金の設置並びに基金に関する規程第3条の規定に基づき、予算の範囲内で緑のカーテンの設置に要する経費につき、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (交付の対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、国又は地方公共団体（これらが資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している団体を含む。）、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）及びその他の公法人は除く。

- (1) 本市域内に居住する個人または所在する事業所等
- (2) 緑のカーテンを本市域内に設置すること。
- (3) 申請年度において、緑のカーテンの設置について他の公的補助制度を利用していないこと。

### (補助金対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、緑のカーテンの設置に要する経費とし、次に掲げる資材に類するものの購入費に限る。

- (1) プランター・支柱・ネット
- (2) 種・苗・球根
- (3) 土・土壌改良剤・肥料・殺虫剤・殺菌剤

### (補助金の額等)

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助金対象経費の2分の1の額とし、かつ、1万円を限度とする。ただし、その額に百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。また、1世帯、1団体または1事業所につき3年間に1回を限度とする。

### (交付対象者の決定等)

第5条 理事長は、補助金の交付を受けようとする者を公募し、その応募の中から補助金の交付の対象者を決定し、緑のカーテン設置補助金交付対象者決定通知書（様式第1号）を交付するものとする。

- 2 補助金の交付の対象者は、応募期間中先着150名とする。

### (交付の申請)

第6条 前条第1項の通知を受けた者は、第3条のいずれかを購入した上で、緑のカーテン設置補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添付し、原則として当該通知日から3カ月以内に理事長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付申請を行う者の運転免許証、国民健康保険の被受給者証、住民票の写し又は外国人登録原票の写し、その他本市に居住地を有することが確認できるものとして理事長が認めるもの
- (2) 緑のカーテン用資材購入に係る領収書等の原本
- (3) 緑のカーテン設置後の写真
- (4) その他理事長が必要と認めたもの

### (交付の決定等)

第7条 理事長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査により、内容が適正であるかどうかを調査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

- 2 理事長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、その決定の内容を緑のカーテン設置補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。
- 3 理事長は、第1項の規定による調査により、補助金を交付することが不適当と認めたときは、速やかに補助金を交付しない旨の決定をし、緑のカーテン設置補助金不交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

**(交付請求)**

第8条 緑のカーテン設置補助金交付決定通知書による通知を受けた者は、緑のカーテン設置補助金交付請求書（様式第5号）に必要事項を記載し、通知日から30日以内に理事長に提出しなければならない。

**(補助金の交付)**

第9条 理事長は、前条に規定する補助金の交付請求に基づき、補助金を交付する。

**(補助金の返還)**

第10条 理事長は、補助金を交付した後、虚偽の申請書等、交付内容に反することがあると認められたときは、補助金の全額又はその一部を返還させることができる。

**(補則)**

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

様

公益財団法人広島市みどり生きもの協会理事長

**緑のカーテン設置補助金交付対象者決定通知書**

平成 年 月 日付けで応募のありました緑のカーテン設置補助金について、次の交付条件のもと交付対象者に決定しましたので、緑のカーテン設置補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

□交付条件

- (1) この通知書の受け取り後に緑のカーテン設置に要する資材を購入してください。
- (2) 緑のカーテンの育成に努めてください。
- (3) 平成 年 月 日までに、理事長に所定の申請書（様式第2号）に必要な書類を添付して提出してください。

平成 年 月 日

公益財団法人広島市みどり生きもの協会理事長 様

(申請者) 氏名 \_\_\_\_\_ 印

〒

住所 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

緑のカーテン設置補助金交付申請書

緑のカーテン設置補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

交 付 申 請 額 

			0	0
--	--	--	---	---

 円

(1万円未満の場合は金額の頭部に¥マークを記入してください。)

資材購入額	円		
購入資材内訳	□プランター (幅 cm×奥行 cm×深さ cm)	__個 × 単価 ____円 = ____円 __個 × 単価 ____円 = ____円	
	□支柱 (径 cm×長さ m)	__本 × 単価 ____円 = ____円 __本 × 単価 ____円 = ____円	
	□ネット (幅 m×高さ m)	__枚 × 単価 ____円 = ____円 __枚 × 単価 ____円 = ____円	
	□種・苗・球根	__袋・個 × 単価 ____円 = ____円 __袋・個 × 単価 ____円 = ____円	
	□土・土壌改良剤・肥料・殺虫剤・殺菌剤	__kg × 単価 ____円 = ____円 __kg × 単価 ____円 = ____円 __袋・個 × 単価 ____円 = ____円	
	設置場所 (住所)	広島市 (申請者住所と同じ場合は「同上」と記入してください)	
	壁面等	(種類)	(カーテンの規模) 延長 m 高さ m 面積 m <sup>2</sup>
植栽する植物	(種類)	(株数)	

※ 添付書類

- (1) 運転免許証の写し、国民健康保険の被受給者証の写し、住民票の写し又は外国人登録原票の写し等の広島市に居住地を有することが確認できるもの。
- (2) 緑のカーテン用資材購入に係る領収書等 (コピー不可)。
- (3) 緑のカーテン設置後の写真。
- (4) その他理事長が必要と認めたもの。

受付番号	※協会記入
------	-------

公財広み生協第 号  
平成 年 月 日

様

公益財団法人広島市みどり生きもの協会理事長

### 緑のカーテン設置補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました緑のカーテン設置補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので、緑のカーテン設置補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

#### □交付条件

- 申請者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全額若しくはその一部を取り消し、又は交付した補助金の返還を求めます。
  - この要綱の規定に違反したとき。
  - 補助金をこの事業以外の用途に使用したとき。
  - 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- 緑のカーテン設置に要した資材において可能なものは再利用し、緑のカーテン設置を継続していただきますようお願いいたします。

受付番号	※協会記入
------	-------

公財広み生協第 号  
平成 年 月 日

様

公益財団法人広島市みどり生きもの協会理事長

**緑のカーテン設置補助金不交付決定通知書**

平成 年 月 日付けで申請のありました緑のカーテン設置補助金について、下記の理由により不交付と決定しましたので、緑のカーテン設置補助金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

記

**【不交付決定理由】**

